

苫小牧市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市男女平等参画推進条例の理念に基づき、多様な性の在り方が尊重され、性別にかかわらず個性と能力を十分に生かすことのできる社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 性的マイノリティ

性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる者をいう。

(2) パートナーシップ

互いに人生のパートナーとして同等の権利を有し、責任をもって協力し合う約束をした、一方又は双方が性的マイノリティである二者の関係をいう。

(3) 宣誓

パートナーシップにある二人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓対象者要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 双方が成年に達していること

(2) 一方又は双方が本市に住所を有する若しくは本市への転入を予定していること

(3) 双方が現に婚姻しておらず、かつ、宣誓に係る相手方以外にパートナーシップの関係にないこと

(4) 双方が民法(明治29年法律第89号)第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係(宣誓をしようとする者同士が養子縁組をしている又はしていたことにより該当する場合を除く。)にないこと

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、揃って市職員の面前において、パートナーシップ宣誓書(様式第1号)(以下「宣誓書」という。)に自ら記入し、市長に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- 2 宣誓書には、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。
 - (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(宣誓しようとする日以前3か月以内に発行されたものに限る。)若しくは本市への転入を予定していることがわかる書類
 - (2) 戸籍個人事項証明書(抄本)又は現に婚姻をしていないことを証明する書類(宣誓しようとする日以前3か月以内に発行されたものに限る。)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 前条第2号に規定する本市に転入予定である者は、宣誓をした日から3か月以内に、住民票の写し等本市への転入を証明する書類を市長に提出するものとする。

(本人確認)

第5条 市長は、宣誓しようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、本人の顔写真が添付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第6条 宣誓をしようとする者は、性別違和等で市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において戸籍に記載されている氏名と併せて通称名を使用することができる。

- 2 前項により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提示するものとする。

(受領証等の交付)

第7条 市長は、第4条又は第5条の規定により宣誓者が第3条に規定する要件を満たしていると認める場合は、市長は宣誓書を受領し、パートナーシップ

宣誓書受領証（様式第2号）及びパートナーシップ宣誓書受領証カード（様式第3号）（以下「受領証等」という。）を、宣誓書の写しを添付し、宣誓者に交付する。

- 2 前条第1項の規定により通称名の使用を希望した場合は、当該通称名及び戸籍に記載されている氏名を受領証等に記載する。

（受領証等の再交付）

第8条 前条の規定により受領証等の交付を受けた者は、当該受領証等を紛失し若しくは汚損した場合又は氏名等の変更があった場合は、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）（以下「再交付申請書」という。）により、受領証等の再交付を申請することができる。

- 2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けた場合は、受領証等を再交付することができる。この場合において、受領証等の再交付を受けようとする者に、第4条第2項及び第5条に掲げる書類のいずれかの提示又は提出を求めることができる。

（受領証の返還等）

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第5号）に受領証等を添付し、市長に届け出なければならない。

- （1）パートナーシップが解消されたとき
- （2）一方が死亡したのちに、新たな者とのパートナーシップを宣誓するとき
- （3）双方が本市域内に住所を有しなくなったとき（第12条第1項に規定するパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書を提出する場合を除く。）
- （4）その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

（宣誓の無効）

第10条 次の各号いずれかに該当する宣誓は無効とする。ただし、第3号に該当する場合は、要件に該当しなくなった時点以降に限り無効とする。

- （1）宣誓者がパートナーシップを形成する意思を有しないとき
- （2）宣誓書等の内容に虚偽があったとき
- （3）第3条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき

(交付番号の公表)

第11条 市長は、第9条の規定により返還届が提出された場合、又は前条の規定により宣誓が無効となった場合は、受領証等の交付番号（受領証ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

(自治体間での相互利用)

第12条 宣誓者が、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している自治体へ転出する場合であって、パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書（様式第6号）を提出したときは、継続して本市が交付した受領証等を使用することができる。

2 本市と協定を締結している自治体から本市へ転入した者は、協定を締結している自治体が交付した受領証等（継続使用の手続がされたものに限る。）を、本市において継続して使用することができる。

3 前2項の規定により継続して受領証等を使用している者が、第9条に該当した場合又は本市と協定を締結している自治体以外の自治体に転出した場合には、当該受領証等を交付した自治体に返還するものとする。

4 第1項の規定により継続している受領証等の再交付については、第8条の規定を準用する。

(宣誓書等の保存)

第13条 市長は、宣誓書等を第9条の規定により受領証等が返還された日又は第10条の規定に該当すると市長が認めた日のいずれか早い日から起算して10年を経過する日まで保存する。

(周知啓発)

第14条 市長は、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、周知及び啓発活動を行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は令和5年1月4日から施行する。

附則

この要綱は令和6年3月15日から施行する。